

診 断 書 記 載 要 領

(様式10関係)

1	氏名		男・女			
	生年月日	M・T・S・H	年	月	日生	(歳)
	住所					
2	医学的判断 病名					
	総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)					

【病名】

○ 状態像ではなく、病名を記載する。

【所見】

○ 症状、経過など具体的に記載する。

○ 入通院期間及び現在通院中であればその旨も記載する。

3	現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見 (※いずれかを○で囲む)
	<p>ア 以下の障害が繰り返し生じているため、運転を控えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害 ・身体の麻痺等の運動障害 ・視覚障害 (視力障害、視野障害等) 等 <p>イ 「上記ア」の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、今後、発作の起こるおそれ是否定できず、運転を控えるべきである。</p> <p>ウ 「上記ア」の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、今後、発作の起こるおそれ是否定できず、現時点では運転を控えるべきであるが、6月 (月) 以内に「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。」と診断できることが見込まれる。</p> <p>エ 「上記ア」の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。」とは言えないが、6月 (月) 以内に「今後 () 年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。」と診断できることが見込まれる。</p> <p>オ 「上記ア」の障害が繰り返し生じているとは言えず、今後 () 年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。</p> <p>カ 上記以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復して脳梗塞等にかかっているとは言えない。 ・脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとは言えない。 <p>等</p>

【現時点での病状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見】

○ ウ及びエにおいて、6月よりも短い期間で判断できる見込みがある場合は、() 内に当該期間 (1月～5月) を記載する。

○ エ及びオの () 内には、1以上の数字を記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 病院又は診療所等の名称・所在地	平成 年 月 日
担当診療科名	
担当医師氏名	

○ 公安委員会からの「臨時適性検査実施依頼書」に基づき診断書を作成する場合は「専門医」に丸印を、主治医である場合は「主治医」に丸印を付す。主治医として臨時適性検査を行う場合は、両方に丸印を付す。

主治医の診断書（診断書の提出命令に係る診断書を除く。）及び臨時適性検査の結果を踏まえた判断基準

〈様式10関係〉

診断書又は臨時適性検査の結果の内容	主治医の診断書を踏まえた判断	臨時適性検査を踏まえた判断	次回臨時適性検査
ア 以下の障害が繰り返し生じているため、運転を控えるべきである。 ・意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害 ・身体の麻痺等の運動障害 ・視覚障害（視力障害、視野障害等）	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
イ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、今後、発作の起こるおそれは否定できず、運転を控えるべきである。	拒否又は取消し	拒否又は取消し	—
ウ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、今後、発作の起こるおそれは否定できず、現時点では運転を控えるべきであるが、6月（〇月）以内に「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検命令・診断書提出命令にて対応
エ 上記の障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」とはいえないが、6月（〇月）以内に「今後X年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は効力の停止（〇月間）	保留又は効力の停止（〇月間）	適性検査受検命令・診断書提出命令にて対応
オ 上記障害が繰り返し生じているとは言えず、今後X年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。	可	可	X年後
カ 上記以外 ・回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない。 ・脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべき	可	可	—

※ 症状が慢性化した「見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等」については、認知症の基準にて判断。
 ※ 症状が慢性化した「運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害、視野障害等）及び聴覚障害」については、身体障害の

基準にて判断。

※ Xは、1以上の整数。